

ひだまり文研

発行者：ひだまり文化研究会
「会誌編集委員会」
発行日：2023年8月31日
「2023年度・号外1号」
問合せ先：hidamaribunka@gmail.com

開講 10 年目 更なる飛躍に向けて“新しいかたち”を求めて。

ひだまり文化研究会会員の皆さまへ

過日、当会の定年に関する「当会が必要とする新しい“かたち”を考える」と題した本件特別検討委員会より提出された答申書を運営委員会にて鋭意審議の結果、以下のとおり会則第3条「会員」の項（3）に追記することを決議しましたのでご報告いたします。

【会員は満年齢 88 歳に達した年度末、又は当会に入会した年度から数えて、12年を経た年度末の、いずれか早い年度を以って、退会とする。（2026年3月31日より施行する）】

2022年9月、「準会員制導入に関する提言」が出され先ず、当会の創設時より在籍の生涯大学34期卒業生宛を皮切りに、途中コロナ禍の為に中断もありましたが、各グループ別の対話集会により、会員各位へその内容を説明し周知に努めました。同時に「準会員制の導入」に関するアンケートの協力をお願いし、157名の多くの会員の方々より貴重なご意見を頂戴いたしました。それだけ、この度の事案は会員にとって関心の高いものであり、その内容を精査すると単純な賛成に対しその逆は、約2.4倍を示した事は真摯に受け止めなければなりません。本アンケートの精査分析を基に2023年1月13日～同年3月31日までに合計6回にわたる上記の「特別検討委員会」が開催され、第2回目の検討委員会においては、157名のアンケート回答者より5名の会員を選抜。席上、各会員の提言等に対する質疑応答で、特にひだまり友遊会館での活動を基本原則とする当会の考え方に対し、更なる継続発展が可能な第二、第三の別途の会場利用案、所謂「当会の分社化案」や、現状の体操・講座への夫々の出席率を勘案した選抜制案、等々の議論がなされました。2020年初頭より、当会活動にも大きな影響を与え続けた新型コロナウイルス感染症の災禍は、当会活動そのものに新たな試練を与えました。その間、会館以外の会場を確保するのに労した人と時間、加えてそれに要した経費等を振り返れば“ひだまり友遊会館”を利用する優位性が際立つばかりであり現状、当会が持つ諸般の力を熟慮した結果、当会運営の実効性や公平性、会員の利便性をはじめ、会員の理解の得やすさなどを勘案し、当会館を利用する事の基本原則は変えることなく議論を進めることとしました。そして本答申の主旨にある“当会に新陳代謝”をもたらす新しいかたちを生み出すため、現在在籍する全会員の「在籍年数」と「年齢」を把握したうえで、当会の新たな10年を見据えて、上記答申に至った内容について運営委員会として審議した結果、在籍年数の定年年数を改めたうえで、同意に至った次第です。また、運営委員会において、今後の新入会員数についての議論があり当面、当会の定員を240名とし、会員の自然減と合わせ抽選制の採用も含めて進める事としました。更に、把握した会員の「在籍年数」特に「年齢」についての公表は差し控えるよう要請がなされました。尚、各会員の在籍年数と年齢に関する情報は当会事務局にて保管されていますので、詳細の確認を希望する会員は、クラス委員を通じて問い合わせ下さい。最後に、一年以上にわたり本件に関し、会員各位の熱きご協力を頂いた事に衷心より感謝を申し上げます。

2023年8月吉日 ひだまり文化研究会 代表 小池雄吉

ひだまり友遊会館内及び講義会場でのマスク着用について

当会は会員の皆さまに「マスクの着用」をお願いして参りましたが現状を鑑み、2023年8月25日より“当会館内並びに受講会場内におけるマスクの着用は個人の判断に委ねる事と致します。

2023年8月25日運営委員会・確認事項



当会 HP
QRコード
9月1日より
運用開始

当会の「定年制」について(解説)

■会則の改訂（追記：会則第3条「会員」の項に（3）を新たに設ける）

第3条 【会 員】

本会の目的に賛同する者で、以下の事柄に該当する者を会員として組織する。

- (1) 世田谷区に在住する満 60 歳以上の者。
- (2) 世田谷区生涯大学及び自主研究会を修了した者、または同学並びに、同自主研究会に在籍する者。
- (3) 当会の定年は以下のとおりとする。

会員は、満年齢 88 年に達した年度末、又は当会に入会した年度から数えて、12 年を経た年度末の、いずれか早い年度を以て、退会とする。(2026 年 3 月 31 日より施行とする)

※第3条（3）項を除き条文のその他の変更はありません。（改訂日：2023 年 8 月 31 日）

■会員個人の定年に関する留年数（2023 年度より）の考え方について（事例）

- **Aさん**の場合：2023 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日現在、満 80 歳。当会在籍年数 10 年目の会員。
→2026 年 3 月 31 日付け（2025 年度末）にて定年退会する。

①さんご自身の在籍年数（10 年目）は、「定年」の規約上、当会在籍 12 年を経た 2025 年度末（2026 年 3 月 31 日）に「定年（退会）」となります。

①さんは、現在の満年齢が 80 歳ですが、定年年齢（満 88 歳）より、“在籍年数”の方が早くに「定年」に達するため、2025 年度末に定年退会となります。

- **Bさん**の場合：2023 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日現在、満 82 歳。当会在籍年数 4 年目の会員。
→2030 年 3 月 31 日付け（2029 年度末）にて定年退会する。

②さんご自身の満年齢（82 歳）は、「定年」の規約上、満年齢 88 年に達した年度末（2030 年 3 月 31 日）に「定年（退会）」となります。

②さんは、現在の在籍年数が 4 年目ですが “定年年齢（満 88 歳）” の方が早くに「定年」に達するため、2029 年度末に定年退会となります。

■新規「会員募集」時の優先する条件について

- 1) 当会の新規会員募集の受付は、初めて当会へ入会を希望される方を優先する。
- 2) 当該年度末の定年該当者が意図的に次年度の新規募集に応募するため、年度途中において“退会”した方の受付は行わない。（新規会員の募集期間は原則 2 月初～2 月末）